

「電子自治体の推進に関する懇談会」開催要領（案）

（目的）

電子自治体の実現に向けて、業務システムの共同化・標準化の推進、電子自治体の利活用の促進等電子自治体に係る施策の推進に関し、取組状況の把握、課題の抽出・検討及び必要な助言を行うことを目的とする。

（構成等）

懇談会の委員は、別紙に掲げる者をもって充てる。

（座長）

- (1) 懇談会には、座長を置き、委員の互選をもって決定する。
- (2) 座長は、必要に応じて、懇談会を召集し、その議長となる。

（検討事項）

- (1) 業務システムの共同化・標準化の推進に関する事項
- (2) 電子自治体の利活用の促進に関する事項
- (3) その他電子自治体に係る施策の推進に関する事項

（部会）

- (1) 座長は、必要があると認めたときは、懇談会の下に個別テーマを扱う部会（ワーキンググループ）を設置することができる。
- (2) 部会は座長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会構成員の互選をもって決定する。
- (4) 部会長は、必要に応じて、部会を招集し、その議長となる。

（庶務）

懇談会の庶務は、総務省情報通信政策局地方情報化推進室の協力を得て、総務省自治行政局自治政策課及び同地域情報政策室において処理する。

(委任)

この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が事務局と協議の上、別に定める。

(附則)

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

(附則)

この要領（改正）は、平成19年10月 日から施行する。